

コンタクトレンズ検査料

①初診料及び再診料

コンタクトレンズの装着を目的としている方で、当院を初めて受診した方は初診料 288 点を、過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は再診料 73 点を算定いたします。

②コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズの装着を目的に眼科学的検査を行った場合は、200 点を算定いたします。

※ただし、新たな疾患が発生した場合、厚生労働省が定める疾患等によっては、上記コンタクトレンズ検査料でなく眼科学的検査料を算定する場合があります。

ご不明な点は眼科スタッフにお尋ねください。

コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名

佐藤 弥生 眼科診療経験：28 年（令和 7 年 4 月現在）